

**新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託
企画提案競技審査要領**

1 目的

新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託企画提案競技（以下、「企画提案競技」という。）の審査及び委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書、事業経費内訳見積書、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍支援」に関する加点措置に係る資料、参加者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

3 審査委員

審査委員会（以下、「委員会」という。）は、次の審査委員をもって構成する。

- (1) 秋田県観光文化スポーツ部次長
- (2) 秋田県マーケティング戦略アドバイザー
- (3) 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課長
- (4) 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課政策監

4 審査評価方法

- ・評価項目及び評価基準については別添「企画提案競技評価表」のとおりとし、全評価項目の合計100点満点とする。
- ・評価項目それぞれについて（ア）により5段階評価を行い、評価点を算出する。
- ・評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については（ア）の配点基準によらず、条件を満たした項目について（イ）、（ウ）のとおり評価点を与えるものとする。
- ・共同企業体（JV）が提案を行う場合は、参加者の「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の構成員の点数を合計し、構成員の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により加点する。

（ア）配点基準

配点	劣る	やや劣る	普通	良い 優れている	特に良い 特に優れている
5点	1	2	3	4	5
10点	2	4	6	8	10

(イ) 賃金水準の向上に関する取組の評価基準

大区分	小区分	評価点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額 又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均 給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。

ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(ウ) 女性の活躍支援に関する取組に評価基準

大区分		小区分	評価点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員100人以下 の企業	女活法 ※2	各	最大
		次世代法 ※2	0.25	0.5
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する

5 委託候補者の選定

- ・見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託業務の契約上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- ・審査委員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- ・各審査委員の点数を合計し、合計点数が最も高い者を委託候補者として選定する。
- ・合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、評価表のうち「全体評価」の区分の点数が高い参加者を委託候補者とする。それでも差がつかない場合には、評価表のうち「見積額」の評価係数が高い参加者を選定する。
- ・上記にかかわらず、合計点数が全体の60%に満たない場合には委託候補者として選定しない。